

自然公園の保護と 利用をもう一度考える

八 卷 一 成

やまき・かずしげ
1966年生まれ
現在、農林水産省森林総合
研究所北海道支所勤務

本文の要旨

自然を保護することの意味についての検討を通して、自然公園の保護と利用のあり方を考えた。そしてこれからの自然公園管理では、原生的な雰囲気といった「その場所らしさ」を保護するという発想が求められることを指摘した。

はじめに

これまで筆者は、自然地域の利用とくにレクリエーション利用を中心として調査研究を進めてきた。筆者がこのような研究を始めたのは、自然保護とは何かということに興味を抱いたからである。人間は自然の利用なしには生きることができない。そのためには自然を破壊しなければならぬ時もある。だがその一方で、自然の保護を声高に叫ぶ。一見、自然の保護と利用は矛盾するように感じる。将来の世代にも自然を利用する権利があるから、むやみに自然を破壊すべきではないと主張するのであれば、自然の保護と利用は必ずしも矛盾するものとは言えなくもない。しかし現実には、保護と利用をめぐってさまざまな問題が生じている。風景の美しい自然地域を保護すると同時に、人々のレクリエーション利用を促進するために自然公園が指定されている。だが、自然公園においても保護と利用の問題が数多く存在し、解決困難な問題をわれわれに突きつけている。本稿では、自然公園における保護と利用の問題について、もう一度考えてみたい。

自然保護と風景保護

自然公園の指定対象となるのは、風景の美しい自然地域である。その中には大雪山や知床のように人為のあまり加わっていない地域もあれば、伊勢志摩や瀬戸内海のように昔から人の手が加えられたり生活のために利用されてきた自然や、神社仏閣などの歴史的建造物と一体となって独特の風情を生み出している場所もある。これらの自然の風景地や文化的風景地の保護が、自然公園指定の目的となっている。

しかし西田は、自然保護が推進されればされるほど風景が失われてきたと指摘する。瀬戸内海は内海に小島が点在する美しい風景が売り物の公園であり、万葉集に歌われた景勝地が各地に点在する歴史や伝統に彩られた公園である。しかしながら同時に、人口稠密地帯であるがために開発の力が非常に大きい所でもある。現在の瀬戸内海は、国立公園に指定された当時とは比べるべくもないほど開発が進められており、開発によって指定当時の風景は明らかに失われてしまっている。ところが、そればかりではなく近年の自然保護の推進によっても風景が失われていると言っているのである。これは一体どういうことであろうか。

西田はさらに説明する。生態学の進歩により、生態系の仕組みが徐々に解明されるようになった。それによって、自然保護も科学的な根拠を持つようになつてきた。しかしこれに伴い、名所旧跡のような歴史や文化を含んだ風景の保護よりも、自然性や原始性を重んじた生態系の保護に重点が置かれるようになり、その結果風景の喪失が進んだと言っているのである。

時代によって国立公園での保護の視点が変化し

たとしても、ある面ではやむを得ない。しかしそれによってその場所が本来持っていた魅力や価値が失われてしまうのであれば問題である。たとえば瀬戸内海の「その場所らしさ」とは、歴史が生み出す場所の趣や風情のようなものである。このように国立公園における保護といっても、自然の保護と風景の保護の二つがあり、それらは必ずしも同時に成り立つわけではない。つぎに、この二つの保護の違いについて考えてみよう。

保護の四つの領域

ここでは保護ということの意味について、森岡の議論を用いて考えることにしよう。まず、保護の考え方には大きく二つの立場がある。一つは自然の存在自体に貴重な価値があるから、自然を保護するという立場である。これは保存(Preervation)の思想と呼ばれる。たとえば、手付かずの原生林を保護するというのがこれに当てはまる。それに対して、人間生活にマイナスが生じないようにするために自然を保護するという立場がある。これは保全(conservation)の思想と呼ばれる。例としては、良質な木材資源を確保するために森林を病虫害から守ることがある。前者は自然のための保護、後者は人間のための保護とも言うことができる。

つぎに、前記の自然の保存、保全を行うために人が手を加えたり人為的に守ったりしても良いか否かによって、二つの立場が存在する。以上の保存と保全、人為的な介入や保護に賛成か反対かの組み合わせにより、保護の考え方には合計四通りの領域が存在することになる(図-1)。まず、保全のために人為的介入や保護に賛成する立場①

	介入や保護に	
	賛成	反対
保存	タンチョウ①	原生林②
保全	里山景観③	災害防止林④

図-1 保護の4つの領域

であるから、タンチョウが増えることによって人々の目を楽しませるという効果ももちろんあり、後述べる③の立場が含まれないこともないが、これはどちらかと言えば付随的な価値であろう。つぎは、保存のために人為的介入や保護に反対するという立場②である。これには前に述べたように原生林の保護がある。人為的な影響がほとんど加わっていない原生林の存在自体の価値を守るために、人為的な介入や保護には反対するという立場である。

今度は、保存のための人為的な介入や保護に賛成する立場③である。これには、かつては新炭林として使われてきた里山の景観を守るというケースが該当する。里山は人間活動によって成り立ってきたものであるから、その景観を維持するためには人の手を加える必要がある。最後は、保全のために人為的介入や保護に反対するという立場④

を考えてみよう。自然の持つそれ自体の価値を守るために人為的介入や保護を支持する考え方である。

例としては、タンチョウの保護、増殖活動がこれに該当する。絶滅の恐れのあるタンチョウの数を増やすために保護地域を設定したり、人為的な繁殖事業を実施するケースである。タンチョウは美しい鳥

である。これには土砂崩れによる被害を防ぐために、森林の伐採を禁止するような場合が含まれる。人間の利益のために自然に手を加えない考え方と言える。

このように保護と言っても、さまざまな立場があることがわかる。自然のために自然に手をつけないことが前提となる保護では②の立場になるし、人のために人が手を入れ続けることが前提となる保護では③の立場になる。瀬戸内海の自然保護と風景保護は、まさにこの二つのケースに当てはまる。立場の異なる二つの保護を両立させることは困難な場合が多いのである。

生物多様性の保全*における歴史的価値の意義

自然保護と風景保護は決して両立し得ないものであるだろうか。生物多様性の保全についての平川の論考を用いて、この点を考えてみよう。生物の多様性が高い自然のほうが低い自然よりも価値が高いと言われることがある。単一の樹種からなる人工林よりも、多様な樹種が存在する天然林のほうが価値が高いというわけである。寒帯地域の生態系は熱帯地域の生態系よりも種数が少ない。したがってこの論法によれば、寒帯より熱帯の自然のほうが価値が高いから、寒帯よりも熱帯の自然を保全すべきであるということになる。果たしてこの結論は正しいであろうか。この議論がナンセンスであることに、誰も疑う余地はないだろう。それぞれの自然にはそれぞれの特徴があり、固有の価値を有しているはずである。したがって、熱帯の自然のほうが寒帯の自然よりも保全する価値が高いということにはならない。ならば、生物多様性の「多様性」とは一体何なのか。

ならない。

「その場所らしさ」を考慮した自然公園管理を

自然や風景の保護を図ろうとするとき、自然性だけではなく人と自然との歴史的関わり合いも重要であることが理解されたであろう。瀬戸内海のように、人と自然との長い関係の歴史が刻まれている自然公園では、その背景にある歴史や文化が風景に味わいを加え、そのような魅力を保護することが公園指定の目的となっているのである。ひるがえって北海道の自然公園を考えてみるとどうなるか。道南にある自然公園ならば歴史的、文化的意味を持つ場所が公園内に数多く存在し、それらを守ることも重要な目的となろう。一方、大雪山や知床のようなほとんど人間の手の加わっていない地域では、人と自然との歴史的な関係が刻み込まれた場所は少ない。大雪山や知床の持つ歴史的価値とは、まさに自然自体の価値であると言える**。

大雪山や知床の価値は、自然が原生に近い状態であると同時に、それが原始的な雰囲気を感じ出しているところにある。そこを訪れた人たちは、あまり人の手の加わっていないありのままの自然を見、体験することによってその価値を見出すのである。大雪山や知床の歴史的価値とはこのような原始性であり、それが大雪や知床の「その場所らしさ」である。したがって、原始的な雰囲気という大雪山や知床の「その場所らしさ」を守ることで、公園管理の指名となる。

自然地域の自然らしさを保ちつつレクリエーション利用を図るために考え出された概念として、ROS (Recreation Opportunity Spectrum) と

いうものがある(図-2)。これは、自然地域を訪れる人がその場所に求める雰囲気や体験が得られるように、それぞれの場所の「その場所らしさ」を前もって明確にしておき、それにもとづいてゾーニングを行い管理するというものである。たとえば、原始的な自然を残すべき場所では利用者は原始的な雰囲気や原体験、冒険を求めるから、施設の整備は必要最小限にとどめ利用者の増加によって原始性が低下しないような対策が必要となる。一方、利用者が手軽に自然と触れ合えるようにすべき場所では、原始性とは引き換えに快適性や便利さを考えた施設整備が必要となる。ここで必要

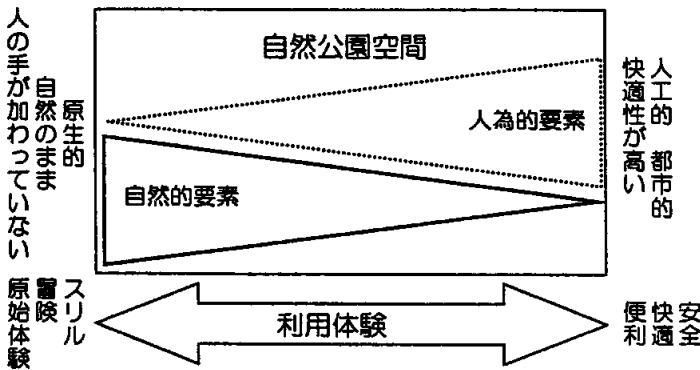


図-2 ROSによる自然公園空間の考え方

平川は、多様性を形作るものはその自然が持つ固有の特徴であるとする。したがって生物多様性の価値評価基準となるものは、そうした自然の持つ固有性であり、保全すべき対象となるのは地域に固有の自然である。そしてこの固有性の特徴づけられるものとして重要なのが、その自然が持つ歴史の価値である。長い歴史を経て成立した地域に固有の自然は、一度失ってしまうと容易には取り戻すことができない。だからこそ保全すべき対象としてその価値が認められるのである。生物多様性の保全とは、このような歴史的な価値を持った自然を守ることである。里山の二次的自然が保護すべき対象として認識されているのも、人間による長年の利用によって固有の特徴を持った自然となっているからであり、それが歴史的な価値を有するからである。ここで、先ほどの自然保護と風景保護の問題に戻ろう。自然保護の目的の一つに生物多様性の保全があるのだから、自然保護においても歴史的価値を考える必要が生じてくる。そこには、自然それ自体の固有の歴史もさることながら、人との関わりの歴史も含まれる。したがって、人と自然との関わりを軽視するような自然保護の考え方、つまり里山二次林よりも原生林の方が価値が高いとするような発想には無理がある。瀬戸内海国立公園で風景の衰退が引き起こされた背景には、このような考え方が存在したのではないだろうか。原始性の高い自然の保存に傾倒していった自然保護の考え方は、人と自然との歴史的な関わりが生み出した瀬戸内海の二次的自然の意義を軽視し、それが瀬戸内海の風景の荒廃へとつながったのである。自然の保護と風景の保護は、人と自然の歴史的関係に十分配慮しながら行わなければならない。

なのは、「その場所らしさ」についての合意形成である。その場所で残すべきもの、保護すべきものがはっきりしていれば、許容される利用形態や施設の内容も明らかになる。これからの自然公園管理には、「その場所らしさ」を尊重するという発想が求められるだろう。

おわりに

一八七二年にアメリカで国立公園が誕生して以来、世界中の自然公園が保護と利用の狭間で翻弄され続けてきた。自然公園の保護と利用をめぐるこれまで様々な対立が引き起こされ、時には大きな社会問題へと発展した。自然公園の歴史は、保護と利用の対立の歴史であると言っても過言ではない。本論では、人と自然との関係や歴史の重要性を軸に自然保護の意味を考えた。そしてそのような観点から自然公園の保護と利用を考えたとき、「その場所らしさ」を尊重した公園管理が重要であることを指摘した。自然公園の保護と利用の問題は、確かに解決困難な問題を含むものではないが、このような視点から自然公園の保護と利用をもう一度考えてみるのもよいだろう。

注

* 一般的に用いられる生物多様性の保全という場合の「保全」とは、広義の「保護」とほぼ同じ意味であると言える。つまり、人間のための保全だけでなく、自然のための保存も含めた広い概念を含む言葉として使われているものと考えられる。

* * ただし、ところどころに見られる開拓跡地は、人間と自然との関係性という意味で歴史的価値

が存在すると筆者は考える。

引用文献

- 西田正憲（一九九九）瀬戸内海の発見―意味の風景から視覚の風景へ―。中公新書
平川浩文・樋口広芳（一九九七）生物多様性の保全をどう理解するか。科学六七（二〇）、七二―五―七三
森岡正博（一九九九）自然を保護することと人間を保護すること―「保全」と「保存」の四つの領域―。鬼頭秀一編『環境の豊かさを求めて』、昭和堂、三〇―五三
八巻一成・広田純一・土屋俊幸・小野理・山口和男（二〇〇〇）利用者の多様性を考慮したレクリエーション計画―ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義―。日本林学会誌 八二(三)、二一九―二二六

